

国連生物多様性の10年日本委員会が関わる行事等の
主催、共催、後援、推薦名義の使用に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、国連生物多様性の10年日本委員会（以下「委員会」という。）が関わる行事等の主催、共催、後援、推薦名義の使用に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等について定めることを目的とする。

(主催の趣旨)

第2条 委員会の主催は、委員会が自らの実施する行事等について、その実施に対し委員会が主催することを表示するため、当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

(共催の趣旨)

第3条 委員会の共催は、生物多様性の主流化に資すると認められる、本委員会を構成する委員において実施される行事等について、下記①～③のいずれかを行う当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

- ①委員会が企画立案・運営を行う、又は企画立案・運営に参画すること
- ②当該行事に委員等を配置、又は参加させること。
- ③委員会が運営費を支出すること

(後援の趣旨)

第4条 委員会の後援名義は、生物多様性の主流化に資すると認められる行事等について、その実施に対し委員会が賛同することを表示するため、委員会の許可に基づき、主催者等が当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

(推薦の趣旨)

第5条 委員会の推薦は、生物多様性の主流化に資すると認められる映像作品等について、委員会が積極的に推薦する価値のある内容のものに対し、委員会の許可に基づき、製作者等が当該映像作品等の広報等に際して用いるものとする。

(許可基準)

第6条 委員会の名義の使用は、次の各号に掲げる基準をすべて満たす場合に許可するものとする。

- (1) 行事等の内容が委員会の目的に沿った、生物多様性の主流化に資する内容であること。
- (2) 行事等の内容が公序良俗に反するものではないこと。政治的若しくは宗教的な意図を有するものではないこと。

(申請手続き)

第7条 後援及び推薦名義使用の許可申請は、対象行事等に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に対象行事等の概要及び広報等の計画に関する資料を添

付して、委員会に提出して行うものとする。

- (1) 主催者もしくは事業者の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等の担当部署等の連絡先
- (2) 名義の使用許可申請の目的及び愛知目標のうち該当する個別目標
- (3) 対象行事等の名称
- (4) 行事等の実施期間（期日）
- (5) 後援及び推薦名義の使用期間
- (6) 行事等の実施場所
- (7) 行事等の収支計画
- (8) 対象行事等の参加者又は対象者の範囲及び参加見込者数
- (9) 入場料、参加料等の徴収の有無及び徴収額等
- (10) 共催者、後援者（予定を含む。）の名称並びに連絡先

2 許可申請は、原則として、対象行事等の開始の1月前までに行うものとする。

（名義使用の条件）

第8条 名義の使用は、主催者もしくは事業者が次の事項を遵守することを条件とする。

- (1) 名義の使用期間は、許可の時から、対象行事等の終了の時（終了の時間が不定期又は許可の時から6月以上後となる場合において使用を許可する期間を特定の期日までに限る場合には、当該期日）までとすること。
- (2) 申請書に記載された前条第1項各号の事項に基づく実施計画により対象行事等を実施するものとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。
- (3) 対象行事等の終了後速やかにその実施結果を委員会に報告すること。
- (4) 名義の表示は、対象行事等が明確となるように、かつ、委員会が主催者であるとの誤解を招くことのないように行うこと。
- (5) 名義の表示における委員会の標記は、原則として、「国連生物多様性の10年日本委員会」の正式名称とする。

（ロゴマークの使用について）

第9条 国連生物多様性の10年日本委員会が主催、共催、後援、推薦する場合においては、別途定める委員会ロゴマークの使用規程に基づき、委員会のロゴマークを使用することができる。

（名義の使用許可取消し）

第10条 委員会は、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 前条の名義使用の条件に違反したとき。
- (3) 前7条第2項の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後

の行事等の内容が第3条の許可基準を満たさないこととなるとき。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成24年5月23日から施行する